

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年2月13日

教職員課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告：教育委員会事務局 行政職員
被告：愛知県 外

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは連帶して、原告に対して金 20 万円及びこれに対する令和元年 12 月 17 日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

当時 A 教育事務所職員であった原告は、事務所管内の市町村 B を被告とし、A 教育事務所内で市町村 B の職員から不法行為を受けたとして訴訟を提起した。
市町村 B の代理人弁護士は、当時原告の上司であった職員 C に訴訟への協力を求めたため、A 教育事務所へ依頼文を送付し、A 教育事務所は職員 C が所属していた本庁の D 課へ当該依頼文を送付した。

職員 C は、D 課に送付された当該文書の収受等の処理を行い、また、職員 C は市町村 B からの依頼を受け、陳述書を作成し、当該訴訟の証拠として提出した。

(2) 主張の内容

- ① A 教育事務所が原告の個人情報が記載された文書を授受したこと及び D 課が同文書を受領し、職員 C に見せたことは個人情報権等を侵害する行為である。
- ② D 課長が、同文書に対する事務処理を職員 C に行わせることは、個人情報権等を侵害する行為であり、適正な事務配分を行えていなかった。
- ③ D 課が、職員 C が作成した陳述書を決裁して裁判書類として提出させたことは、虚偽公文書作成等罪であり、公正な裁判を妨害した。
- ④ 原告は、①から③の事実を保有個人情報開示請求により知ったことにより受けた精神的苦痛が現在まで続いている。
- ⑤ A 教育事務所職員らが不法行為を行ったことは、県が管理監督責任を怠ったためである。